

八戸市農業委員会9月総会議事録

日時：令和7年9月10日（水）午後2時30分

場所：八戸市庁別館2階 会議室C

出席委員

農業委員 19名中18名

1 番 坂本 俊之 出	2 番 澤向 敏一 出	3 番 内沢 豊 出	4 番 外館 政博 出
5 番 明戸 政勝 出	6 番 坂下 国男 出	7 番 馬場 豊 出	8 番 松橋 剛志 出
9 番 森 光男 出	10 番 中村 正記 出	11 番 阿達 福壽 出	12 番 三浦 豊 出
13 番 田名部 浩 出	14 番 谷地 秀典 出	15 番 木村 武美 欠	16 番 寺沢 和則 出
17 番 加藤 浩幸 出	18 番 籠田 悦子 出	19 番 赤坂 英夫 出	

農地利用最適化推進委員 22名中18名

1 番 木村 弁一 出	2 番 鈴木 朋弥 出	3 番 河原木 一実 出	4 番 在家 寛人 欠
5 番 上村 隆雄 出	6 番 上野 輝彦 出	7 番 （欠員）	8 番 永田 章彦 欠
9 番 三浦 勝浩 出	10 番 山田 貴光 出	11 番 齋藤 正人 出	12 番 下館 敏 出
13 番 梅津 孝敏 出	14 番 橘 由正 出	15 番 磯嶋 榮助 出	16 番 岩崎 聖山 出
17 番 谷川 幸雄 出	18 番 西 国彦 出	19 番 松石 香織 出	20 番 上明戸 桂 欠
21 番 村上 正人 出	22 番 森 庄次郎 出		

職務のため出席した職員

事務局長 久保 昌広、事務局次長（農地GL）中里 紀文、農政GL 渡部 和文
主幹 風張 陶子、主事 和山 翔紀、主事 栗村 朋佳、主事 大橋 康平
農業経営振興センター 主幹 小井川 健、主事 田中 野

会長	皆様、御案内の時間となりましたので、ただいまから総会を開会いたします。
会長	はじめに、本日の総会に関して、事務局から報告をお願いいたします。
久保事務局長	事務局の久保から御報告いたします。 皆様御存知のとおり、当農業委員会の推進委員でありました赤坂力雄氏が去る 8月17日に御逝去されました。ここに謹んでお悔やみ申し上げますとともに、 赤坂推進委員の御冥福を祈り、黙祷を捧げたいと存じます。 皆様、御起立のほどよろしくお願いいたします。
	【黙祷】
久保事務局長	ありがとうございました。 皆様、御着席ください。
久保事務局長	それでは改めまして、事務局の久保から御報告いたします。 本日は、木村委員、上明戸推進委員、在家推進委員、永田推進委員から都合に より欠席される旨の連絡をいただいておりますので、御報告いたします。 次に、本日の議案のうち、議案第35号、令和7年度第5号八戸市農用地利用 集積等促進計画案に係る意見につきましては、〇〇委員が当事者となっている事 案がございます。 〇〇委員におかれましては、議事参与の制限に該当いたしますので、当該事案 の審議の際、会長の案内によりまして、御退室、御入室いただきますようお願い 申し上げます。
久保事務局長	それでは、議事に先立ち、「八戸市農業委員会憲章」の唱和を行いますので、 次第の裏面を御覧ください。 唱和は全員ご起立の上、谷川幸雄推進委員の御発声が続いてお願いいたしま す。

【憲章唱和】

久保事務局長

ありがとうございました。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

会長

本日は、稲刈りシーズンの大変お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。昨日は、全農青森県本部から、米の概算金 30,000 円という発表がありました。例年ですと、この値段を聞いて、集荷業者さんが概算金にプラス α で金額が示されておりましたけれども、今年は、いくら値をつけるのか難しい状態にいるようです。どこの集荷業者さんも、この値段という感じでの金額はまだ出てきていないようです。農家も消費者も、どちらも「ありがとう」と言えるような妥当な金額で収まってもらえればいいなと思っておりますし、またすぐに輸入米に頼るような政策だけはやめてほしいなと思っております。

また、9月1日には熊谷市長が市内で初めて農地の大区画化の整備事業に取り組んでいる下長の谷地田地区を視察されるということで、私も行ってまいりました。事業費は、国、県、市が負担して農家負担なしの農地中間管理機構関連農地整備事業を活用しております。その場に集まってくくださった方々は、「出来上がって早く田植えをしたいな。」とにこやかにお話しをするのがとても微笑ましく、田んぼが良くなるということは人も元気になると、素晴らしいことだなと思ってまいりました。事業の先頭に立ち、事業をまとめ上げた方々の御苦勞と協力した地区の方々に本当に頭が下がるなと思って見てまいりました。

そういうことで、本日の議事につきましても、慎重に御審議くださいますよう、よろしくお願いいたします。

ただいまから議事に入ります。

出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の議事につきましては、御手元にお配りしております次第により進めます。

なお、議案の説明及び質問などは、御起立の上、お願いいたします。

日程第 1

日程第 1、議事録署名者の指名を行います。

会長

お諮りいたします。議事録署名者の指名につきましては、本職から指名したいと存じますが、御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

それでは本職から指名いたします。

議事録署名者に、17 番 加藤 浩幸 委員、19 番 赤坂 英夫 委員の両氏を指名いたします。

日程第 2

次に、日程第 2、議案第 34 号、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可についてを議題といたします。

会長

それでは、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

岩崎推進委員

岩崎から報告いたします。去る 8 月 28 日、中村農業委員と市庁本館地下会議室 B において、番号 44 番を調査してまいりました。

渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3 条 44 番

調査には、両者とも本人が出席しました。両者の関係は、親戚です。態様別は、贈与です。申請理由は、受人は規模拡大のため、渡人は受人の要望のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、枝豆です。受人は 65 歳以上ですが、息子が後継者としております。申請者の過去 3 年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離は約 4 k m、耕作道あり、受人の耕作地あり、農地集団化なし、宅地化あり、休耕地・山林地なしです。農業経験は 70 年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は、男 2 人、女 1 人で、うち農業専従者は男 1 人、女 1 人、兼業者は男 1 人です。農機具保有状況は、耕運機 1 台を導入予定とのことです。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考え

ます。

以上で報告を終わります。

上村推進委員

上村から報告いたします。去る8月28日、三浦農業委員と市庁本館地下会議室Bにおいて、番号45番を調査してまいりました。

渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条45番

調査には、受人は本人が、渡人は代理人が出席しました。両者の関係は、親戚です。態様別は、贈与です。申請理由は、受人は新規就農のため、渡人は離農のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、枝豆です。受人は65歳以上ですが、息子が後継者としております。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離は約100m、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化あり、休耕地・山林地なしです。農業経験は30年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は、男1人、女1人で、全て農業専従者です。農機具保有状況は、軽トラック1台を所有しており、トラクター、耕運機各1台を兄から借用するとのことでした。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

森推進委員

森から報告いたします。去る8月28日、中村農業委員と市庁本館地下会議室Bにおいて、番号46番を調査してまいりました。

渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条46番

調査には、両者とも代理人が出席しました。両者の関係は、知人です。態様別は、売買です。申請理由は、受人は規模拡大のため、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、水稻です。受人は65歳以上ですが、息子が後継者としております。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例は、渡人が令和6年7月に畑を労力不足のため、令和7年1月に畑を財産管理のため売却しております。通作距離は約1.5km、耕作

道あり、受人の耕作地あり、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地ありです。農業経験は 20 年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は、男 1 人で、農業専従者です。農機具保有状況は、トラクター 2 台、スプレイヤー、軽トラック、田植機、コンバイン各 1 台を所有しています。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

会長

ただいま説明をいただきましたが、No.45 の調査員が上野推進委員と書かれています。ここは説明して下さった上村推進委員ですので、すみませんが訂正するようお願いいたします。

では、ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお諮りいたします。本案を許可することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって、本案は許可することに決しました。

日程第 3

会長

次に、日程第 3、議案第 35 号、令和 7 年度第 5 号八戸市農用地利用集積等促進計画案に係る意見についてを議題といたしますが、本議案の中には、〇〇委員が当事者となっている事案がございます。

これは、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項に規定の議事参与の制限に

該当しますので、当該事案の審議の間、〇〇委員は退室をお願いいたします。

(〇〇委員退室)

会長

それでは、〇〇委員が当事者となっている事案について、農業経営振興センターから説明をお願いいたします。

田中主事

農業経営振興センターの田中から、議案第 35 号、令和 7 年度第 5 号八戸市農用地利用集積等促進計画案に係る意見についてを御説明いたします。資料の 3 ページを御覧願います。

今回の利用権設定件数は、賃貸借 5 件、使用貸借 9 件の計 14 件で、借り手及び貸し手の人数につきましては借り手 10 名、貸し手 14 名で、利用権設定面積は合計 73,521 m²でございます。

番号 1 番から資料 5 ページの番号 14 番まで、農地中間管理機構の業務を請け負っている公益社団法人あおもり農業支援センターが、農地中間管理事業として促進計画一括方式により、農用地等の利用権の設定を受け、同時に利用権を設定するものでございます。

借り手及び貸し手の住所、氏名、利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況及び農機具保有状況は資料記載のとおりでございます。

それではまず、〇〇委員が関係する事案を御説明いたします。

促進計画 10～12 番

資料 4 ページの番号 10 番から番号 12 番までは、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、ゴボウを作付けするために 5 年間、番号 10 番は使用貸借、番号 11 番と 12 番は賃貸借するもので、賃借料は 10 a 当たり年間 7,000 円でございます。

県による公告年月日は、令和 7 年 11 月 28 日を予定しております。

以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお諮りいたします。本事案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本事案は承認することに決しました。

〇〇委員の入室をお願いいたします。

(〇〇委員入室)

会長

それでは、残りの事案について、説明をお願いいたします。

田中主事

引き続き御説明いたします。資料の3ページにお戻り願います。

促進計画1、2番

番号1番と2番は、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために5年間使用貸借するものでございます。

促進計画3番

番号3番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために4年間賃貸借するもので、賃借料は10a当たり年間7,000円でございます。

促進計画4、5番

番号4番と番号5番は、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために5年間使用貸借するものでございます。

促進計画6番

番号6番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために5年間使用貸借するものでございます。

次ページをお開き願います。

促進計画7番

番号7番、利用権の種類及び内容は、にんにくを作付けするために10年間賃

	貸借するもので、賃借料は 10 a 当たり年間 3,800 円でございます。
促進計画 8、9 番	番号 8 番と 9 番は、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、牧草を作付けするために、番号 8 番は 10 年間、番号 9 番は 3 年間使用貸借するものでございます。
	次ページをお開き願います。
促進計画 13 番	番号 13 番、利用権の種類及び内容は、にんじんを作付けするために 3 年間使用貸借するものでございます。
促進計画 14 番	番号 14 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために 5 年間賃貸借するもので、賃借料は 10 a 当たり年間 5,000 円でございます。
	県による公告年月日は令和 7 年 11 月 28 日を予定しております。
	以上、説明を終わります。
会長	ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。
	(なしの声あり)
会長	御質疑等なしと認めます。
	委員の皆様にお諮りいたします。本事案を承認することに御異議ございませんか。
	(なしの声あり)
会長	御異議なしと認めます。
	よって、本案は承認することに決しましたので、促進計画案について「すべて適当」である旨、八戸市長に回答いたします。
日程第 4	
会長	次に、日程第 4、報告第 36 号、農地法第 3 条の 3 の規定による相続等届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。

大橋主事	事務局の大橋から御報告いたします。この案件は、相続等届出の８月分でございます。資料の７ページをお開き願います。 権利取得者及び前権利者の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。
相続等 98～111 番	今回の届出は、資料７ページの番号 98 番から資料 11 ページの番号 111 番までの計 14 件となっており、権利取得事由はいずれも相続で、取得した権利の種類は、いずれも所有権でございます。 なお、農業委員会によるあっせんの希望は、いずれも無しとなっております。いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。 以上、報告を終わります。
会長	ただいまの報告に対し、御質疑等ございませんか。 （なしの声あり）
会長	御質疑等なしと認めます。
日程第 5	次に、日程第 5、報告第 37 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について及び日程第 6、報告第 38 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。
日程第 6	
会長	
栗村主事	事務局の栗村から御報告いたします。この案件は、市街化区域内の 4 条及び 5 条農地転用届出の 8 月分でございます。 はじめに、4 条届出につきまして御報告いたします。資料の 13 ページをお開き願います。 申請人の住所、氏名及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。
4 条 10 番	番号 10 番、転用目的は公衆用道路でございます。

続きまして、5条届出につきまして御報告いたします。資料の15ページをお開き願います。

譲受人及び譲渡人の住所、氏名並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

5条 82～84 番

番号 82 番、番号 83 番、番号 84 番、転用目的は宅地分譲でございます。
次ページをお開き願います。

5条 85 番

番号 85 番、転用目的は宅地分譲でございます。

5条 86 番

番号 86 番、転用目的は公衆用道路でございます。

5条 87 番

番号 87 番、転用目的は住宅1棟建築でございます。
次ページを御覧願います。

5条 88 番

番号 88 番、転用目的は住宅1棟建築でございます。
いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。
以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

日程第7

会長

次に、日程第7、報告第39号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。
それでは、事務局から報告をお願いいたします。

風張主幹

事務局の風張から御報告いたします。この案件は、18条合意解約の8月分でございます。資料の19ページをお開き願います。
賃貸人及び賃借人の住所、氏名並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

18条 27 番

番号 27 番は、農業経営基盤強化促進法に係る賃貸借の合意解約で、補償等は

無しとなっております。

受理通知年月日は、令和7年9月17日を予定しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

以上をもちまして、議事は全て終了いたしました。

(協議案件、その他)

会長

以上をもちまして、総会を閉会いたします。

(閉会 午後3時10分)